

7監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から令和7年定期監査の結果（令和7年9月2日7監査公表第5号）に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により次のように公表する。

令和7年12月2日

愛知県監査委員 今 田 幹 雄
同 小 川 淳
同 柏 木 勝 広
同 寺 西 むつみ
同 石 塚 吾歩路

1 支出

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【執行伺を作成せずに支出手続を行っていたもの（合規性）】 該当機関 女性相談支援センター</p> <p>かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成して決裁を受けなければならないとされている。</p> <p>女性相談支援センターでは、女性相談支援員研修開催に係る会場等使用料23,100円の執行に当たり、執行伺を作成することなく支出手続を行っていた。</p> <p>これは、担当者が、類似する別の会議に係る会場等使用料の執行伺を本件の執行伺であると誤認し、本件の執行伺は作成済みと思い込んでしまったことはもとより、支出金調書の決裁過程においても、前述の執行伺により執行内容の確認をしてしまったため、本件の執行伺が作成されていないことに気付かなかつたものである。</p>	<p>再発防止策として、各研修の会場等使用料に係る執行伺の作成の有無を記載した一覧表を作成し、複数人によるチェックを確実に行うよう周知徹底した。</p> <p>また、福祉局としては、令和7年9月3日付で、適正な事務処理を行うよう局内各所属へ周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【契約手続が適正でなかつたもの（合規性）】 該当機関 刈谷児童相談センター</p> <p>本県では、金額が100万円以下の契約については、契約書の作成を省略することができるが、</p>	<p>再発防止策として、契約事務を行う際には業務マニュアルを確認し、適正な手続を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、福祉局としては、令和7年9月3日付で、適正な事務処理を行うよう局内各所属へ周知徹底した。</p>

<p>省略した場合には、請書又はこれに類する書類を徴しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、刈谷児童相談センターでは、新聞の年間購読（総額 52,800 円）について、請書を徴する必要があるにもかかわらず、徴することなく新聞を納入させ、支出手続を行っていた。</p> <p>これは、担当者が請書を徴することを失念したことはもとより、支出金調書の決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	
<p>○指摘事項</p> <p>【契約手続及び支払事務が適正でなかったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 東三河高等技術専門校</p> <p>かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成しなければならないとされている。ただし、「知事が指定する事項に係る事業執行」については、執行伺の作成を省略することができるとされている。</p> <p>また、職員に現金支払をさせる必要がある場合は、地方自治法施行令又は愛知県財務規則で定められた経費（社会保険料や官公署へ支払う経費等）に限り、経費ごとに收支等命令者が資金前渡員とする職員の指定を行い、その旨を出納員に通知した上で、資金をその職員（資金前渡員）に前渡すことが認められている。</p> <p>しかしながら、東三河高等技術専門校では、落雷による停電の復旧工事に伴い、復旧工事とは別に必要となった開閉器操作の費用（15,500 円）について、省略できないにもかかわらず、執行伺を作成することなく支払手続を行っていた。また、この費用に係る資金前渡員の指定を行わないまま、職員に資金を前渡し、同職員により開閉器操作の費用の支払を行わせていた。</p> <p>これらは、支払先が電気事業者のグループ会社であったことから、電気料金と同様に管理的経費として執行伺が省略できると思い込み、請求書のみで支払手続を行ってしまったことに加え、開閉器操作の費用であるにもかかわらず、「電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づ</p>	<p>再発防止策として、資金前渡による支出の際に、支出金調書の決裁時に根拠法令及び資金前渡員指定通知の写しを添付し、資金前渡することができる経費であること及び資金前渡員が指定されているかを確認することとした。</p> <p>さらに、執行伺の作成を要しないものについては、その理由を支出金調書に記載することとした。</p> <p>また、労働局としては、令和 7 年 10 月 3 日付けで適切な会計処理を行うよう局内各所属へ周知した。</p>

き支払をする経費」であると誤認し、同経費の指定を受けた資金前渡員により支払をさせてしまったことによるものである。	
--	--

2 人件費・旅費

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【非常配備に従事した職員の時間外勤務手当及び旅費が支給されていなかったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 尾張県民事務所</p> <p>本県の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には非常配備体制が執られ、職員が勤務時間外に非常配備に従事したときは、時間外勤務手当が支給される。また、非常配備に従事するため、自宅から非常配備につく場所との間を移動する場合には、旅行雑費が支給される。加えて、その者が移動に要する経費を負担した場合には、運賃等が支給される。</p> <p>これらの手続は、総務事務システム（職員の給与及び旅費の支給その他総務事務の集中的な処理を行うための情報システム）により行うこととされている。</p> <p>尾張県民事務所では、非常配備に従事した職員の一部について、時間外勤務手当及び旅費（運賃及び旅行雑費）が支給されていなかった。</p> <p>これは、当該職員が、総務事務システムによる時間外勤務命令及び旅行命令の手続を失念し、上司も非常配備時の体制が周知されていたにもかかわらず、これに気付かなかつたことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、非常配備員及び服務管理者に対し、配備の都度、時間外勤務命令及び旅行命令の各手続について周知し、注意喚起を行うこととした。</p> <p>また、総務局としては、令和7年9月8日付けで、服務關係手續における適切な事務処理について局内各所属へ周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【旅行命令手続が行われておらず、旅費が支給されていなかったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 保健医療局医薬安全課</p> <p>職員の出張は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならないとされている。この旅行命令は、出張する職員が総務事務システムにより旅行命令申請を行い、上司である旅行命令権者の決裁を受けることにより、発</p>	<p>令和7年10月29日、当該職員に対して旅費を追給した。</p> <p>再発防止策として、令和7年7月10日付けで旅行命令の事前申請と上司による確認を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、保健医療局としては、令和7年9月18日付けで会計事務の適正な執行等について局内各所属へ周知徹底した。</p>

<p>せられたものとみなされる。</p> <p>保健医療局医薬安全課では、1泊2日の日程で県外で開催された会議に3名の職員を出張させており、当該出張に係る復命書は作成されていたものの、出張した3名の職員の内1名について、旅費が支給されていなかった。</p> <p>これは、当該職員が、総務事務システムによる旅行命令の手続を失念し、上司もこれに気付かなかつたことによるものである。</p>	
---	--

3 財産・物品

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p>【行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかつたもの（合規性）】</p> <p>該当機関 瀬戸工科高等学校、内海高等学校</p> <p>「公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正）」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。</p> <p>瀬戸工科高等学校では、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可していた箇所が2か所あつたため、合わせて2本分の土地使用料を徴収していなかつた。</p> <p>また、「共架電柱の取扱いについて（令和4年3月22日改正）」によれば、1次使用者又は県が設置した電柱、支線又は支柱に電線等を設置する者（以下「2次使用者等」という。）からも土地使用料を徴収するとされている。</p> <p>内海高等学校では、1次使用者が設置した電柱に電線を設置する2次使用者等から1次使用者が設置した支線に係る土地使用料を徴収していなかつた。</p> <p>これらは、公有財産に係る通知等の内容を十分に理解せず、過去の使用許可の状況が正しいものであると誤認したまま点検を行っていたことによるものである。</p>	<p>【瀬戸工科高等学校】</p> <p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書（変更）の提出を求め、令和7年4月1日付で使用変更を許可した。</p> <p>再発防止策として、使用許可事務については担当者だけではなく複数人で現況確認を行うこととし、関係規則や通知が改正された際には、対応の要否について所属内で十分検討し、手続に漏れ、誤りがないよう取り組むこととした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和7年9月26日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月8日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>【内海高等学校】</p> <p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書（変更）の提出を求め、令和7年1月28日付で使用変更を許可した。</p> <p>再発防止策として、現場確認を複数名で行い、その際に写真を撮影し、使用状況を示した図面と根拠規定、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」との照合を行える体制を整備した。また、事務引継時には1次使用者への年1回以上の現況確認も同時にを行い、内容の確認を徹底することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和7年9月26日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月8日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

<p>○指摘事項 【物品（投影機）の所在が不明となったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 保健医療局医療計画課</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。</p> <p>また、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書により不用の決定をしなければならないとされている。</p> <p>保健医療局では、平成 17 年 6 月に購入した投影機 1 台について、新たな投影機を購入後の平成 29 年 6 月から西庁舎内の倉庫で保管していたが、当該投影機の所在が不明となっていることが判明した。</p> <p>これは、当該投影機を使用する見込みがなくなった時点で不用決定や管理換え手続を行っていなかったことや毎年度一回以上行うとされている物品の現物確認を行っていないことなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、令和 7 年 9 月 18 日付けで局内各課へ物品点検において、漏れなく現物確認を実施するよう注意喚起し、令和 7 年度から医療計画課による物品の現物確認を実施することとした。</p> <p>また、保健医療局としては、同日付けで会計事務の適正な執行等について局内各所属へ周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【物品（投影機）の所在が不明となったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 岩津高等学校</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。</p> <p>岩津高等学校では、投影機 1 台を特別教室棟 1 階会食室の棚で保管し、授業で使用する都度、棚から取り出し使用しており、令和 5 年 11 月 15 日に使用したが、その後、12 月 25 日に再度使用しようとした際、所在が不明となっていることが判明した。</p> <p>これは、鍵のかかった部屋で管理されていたものの施錠可能な保管庫で保管されておらず、使用簿も作成されていないなど、紛失の予防措置としての物品管理が不十分であったことによ</p>	<p>再発防止策として、令和 6 年 3 月 12 日に所属職員全員に向けて県有物品紛失防止に努めるよう周知徹底するとともに、投影機の保管場所を職員室の施錠可能な保管庫に改め、使用簿を作成した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和 7 年 9 月 26 日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年 10 月 8 日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

<p>ものである。</p>	
<p>○指摘事項 【物品の管理が不適切だったもの（合規性）】 該当機関 大府特別支援学校</p> <p>物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、大府特別支援学校では、令和4年度に寄附により取得したスイッチングハブを不用決定の手続を行うことなく廃棄していた。</p> <p>また、毎年度1回以上行うとされる物品点検の際、令和2年度に取得した別のスイッチングハブを当該スイッチングハブであると思い込み、備品標示票までは確認しなかったため、当該スイッチングハブが廃棄されたことに気付かなかった。</p> <p>これは、物品を廃棄する際、不用決定の手續が行われたか否かについて確認を怠ったことはもとより、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。</p>	<p>当該廃棄物品については、令和6年4月1日付けで、不用決定の手続を行った。</p> <p>再発防止策として、令和7年3月13日の職員会議において、不用決定の手続をしてから備品を廃棄すること、年3回の備品点検時には必ず備品標示票を確認するよう周知徹底した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和7年9月26日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月8日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【物品（パーソナルコンピュータ）の所在が不明となったもの（合規性）】 該当機関 碧南工科高等学校、三好高等学校</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。</p> <p>各県立学校では、生徒一人一人に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）を配備しており、学校管理下においては、同規則に基づき、適切に管理することが求められ、度重なるタブレットの事故や紛失を防ぐため、令和5年10月に愛知県学習用パソコン等管理マニュアルが整備された。しかしながら、学校で保管中のタブレットの紛失が複数の所属で見受けられた。</p> <p>これらは、タブレットを決められた保管場所で保管していなかったことや長期休業中におけるタブレットの管理が不十分であったことなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。</p>	<p>【碧南工科高等学校】</p> <p>再発防止策として、令和6年4月1日の職員会議において、県有物品紛失防止に努めるよう周知徹底した。また、令和7年度から新たに作成した「生徒用タブレット管理表」を使用し、毎月末に副担任が生徒用タブレットの存否を確認することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和7年9月26日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月8日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>【三好高等学校】</p> <p>再発防止策として、長期休業中の充電保管庫の開施錠の管理については、当該期間用の鍵貸出管理簿を設け、いつ・誰が・どの時間に鍵を借りたか、返却したかを明確にすることで、管理体制の強化を図った。また、令和6年12月13日の職員会議において、長期休業期間中の管理運用について周知を行い、かつ、タブレット端末含め県有物品の管理を日頃から徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>また、教育委員会としては、令和7年9月26日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月8日に県立学校長向け研修会を行</p>

	い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。
<p>○指摘事項 【物品（録音録画再生装置）の構成品であるノートパソコンの所在が不明となったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 東海警察署</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。また、一式で管理する物品は、構成品の内容を示す補助簿の作成等を行い管理することとされている。</p> <p>東海警察署では、録音録画再生装置一式を刑事課内で保管していたが、令和6年4月15日に確認したところ、録音録画再生装置の構成品のうち操作用のノートパソコンの所在が不明となっていることが判明した。</p> <p>これは、補助簿の作成等がされておらず、年一回の物品点検の際に、備品標示票のはらでいるレコーダの確認のみしかされていなかったなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、一式で管理している備品に関しては、補助簿等を活用して構成品全ての点検を確実に実施することを令和6年5月9日付で所属内に周知した。また、令和6年7月1日に物品点検を実施し、物品構成品の全てに備品標示票の貼付及び補助簿の整理がなされていることを確認した。</p> <p>また、警察本部としては、令和6年5月30日付で通知文を発出し、同種事案の絶無に向か、確実な物品点検を行うよう周知徹底した。</p>

4 委託

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【配水管路施設点検委託において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 愛知用水水道事務所</p> <p>企業庁では、水道用配管に関する配管工の労務単価は、令和5年5月1日以降、「公共工事設計労務単価」に4%の範囲内で加算した額を使用するように改められている。</p> <p>愛知用水水道事務所では、配水管路施設点検委託の積算をするに当たり、管路施設点検工の単価を工事積算システムに計上する際、水道用配管に関する配管工の労務単価については「公共工事設計労務単価」に4%の範囲内で加算した額を選択する必要があったが、本設計書ではその選択を失念し、さらに決裁時においても誤りに気付かなかつたため、設計金額が</p>	<p>再発防止策として、設計書作成に当たっては、単価入力ミスの防止に細心の注意を払うとともに、複数名での確認を確実に行うよう周知徹底した。</p> <p>また、企業庁としては、令和7年9月12日付で本庁関係課及び各出先機関に対して、工事及び委託業務における適切な積算について周知徹底した。</p>

<p>66,000円過小となった。</p> <p>これは、担当者が令和5年5月1日より前の設計書を引用して設計書を作成する際には、当時の積算基準から改訂があったため改定後の単価に変更する必要があったが、この作業を失念したことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	
--	--

5 工事

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p>【舗装工事において、設計図書どおりの施工が行われていなかったもの（合規性・有効性）】</p> <p>該当機関 知多農林水産事務所、農林基盤局農林総務課</p> <p>工事において、監督員（県の職員）は、契約の履行について、請負者に対する指示や設計図書に基づく工事の施工状況の確認を行うこととされている。また、検査員は、工事の完了の確認をするための検査を行うこととされている。</p> <p>知多農林水産事務所では、舗装工事において、排水処理対策として、側溝工を変更契約により追加した。変更後の側溝工の設計では、側溝蓋を設置することになっていたにもかかわらず、監督員は、詳細な指示をしなくても請負者が設計内容を理解していると思い込み、側溝蓋の設置について請負者への確認を怠ったことに加えて、施工状況の確認においても、側溝の延長等の確認は行ったものの、蓋の有無の確認をしていなかったため、側溝蓋が設置されていないことに気付かなかった。</p> <p>また、知多農林水産事務所の作成した設計図書等に基づき完了検査を行った本庁の農林総務課においても、主要若しくは重要なところを中心に抽出で検査しているため、当該側溝工について詳細な確認が行われず、側溝蓋が設置されていないことに気付かなかった。</p> <p>これは、当該工事における監督員による施工状況の確認や検査員による検査が有効に機能していなかったことはもとより、監督員は工事着</p>	<p>【知多農林水産事務所】</p> <p>再発防止策として、工事内容について、県監督員と請負者が工事着手前に現地、又は所内で打合せをする際に再確認し、特に変更内容については、請負者に詳細に示し、双方で確認するよう、令和7年8月22日に事務所内で周知徹底した。</p> <p>また、農業水産局としては、令和7年9月2日付で本事例を局内各所属へ周知し、適切な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>【農林基盤局農林総務課】</p> <p>農林基盤局では、再発防止策として、確実な履行確認に資する方法を新たに導入することとした。</p> <p>本格導入に向けて、監督員及び検査員の確認内容を明確化した新たな確認方法を試行することとし、令和7年9月29日付で局内各所属及び各農林水産事務所へ周知徹底した。</p> <p>また、令和7年7月1日付で本事例を局内各所属及び各農林水産事務所へ周知し、改めて確実な履行確認を徹底するよう注意喚起を行った。</p>

<p>手前に詳細に請負者と設計内容を確認し合う必要があるが、その確認が不十分だったことによるものである。</p>	
<p>○指摘事項 【防災ダム事業において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）】 該当機関 豊田加茂農林水産事務所</p> <p>豊田加茂農林水産事務所では、防災ダム事業において設計に変更の必要が生じたため、その変更に伴う設計書を作成したが、その際、仮排水管設置工について、担当者が、数量総括表添付図面に示されている数量を積算システムに誤って入力した結果、変更設計金額が 17,600 円過大となった。</p> <p>その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、16,500 円過大になっていたと考えられる。</p> <p>これらは、担当者が積算システムへの入力を誤ったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、設計書及び変更設計書作成に当たっては、数量入力ミス防止に細心の注意を払うとともに、必ず複数名で検算を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、農業水産局としては、令和 7 年 9 月 2 日付で本事例を局内各所属へ周知し、適切な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p>

6 テーマを設定した行政監査（ソーシャルメディアの利活用等について）

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認を得ておらず、アカウント運用方針も作成されていなかったもの（合規性）】 該当機関 愛知芸術文化センター</p> <p>ガイドラインにおいて、所属で行う事業の情報を発信する目的等で、所属としてアカウントを開設する場合は、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得ることとされている。また、アカウントごとの運用方針を作成して所属内で共有するとともに、作成した運用方針に沿って運用することとされている。これらの規定は、アカウントの運用目的及び体制を明確化し、アカウントを安全かつ適切に運用するための根幹となるものである。</p>	<p>令和 7 年 3 月 19 日付で、「愛知県ソーシャルメディア利用ガイドライン」（令和 7 年 1 月版）に基づき、「愛知県美術館 SNS 運用方針」を制定するとともに、当該未承認アカウントについて、情報セキュリティ管理者の承認を得た。</p> <p>再発防止策として、令和 7 年 8 月 5 日の職員会議において、ソーシャルメディアの運用についての適正な事務手続を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、県民文化局としては、令和 7 年 9 月 2 日付で、適正な事務手続を行うよう局内各所属に対し、周知徹底した。</p>

しかしながら、愛知芸術文化センターでは、愛知県美術館の広報のためにソーシャルメディアを利用しているが、情報セキュリティ管理者の承認を得ずにアカウントを開設し、アカウント運用方針を作成せずに当該アカウントを運用しており、組織的な意思決定を経ることなく、担当者個人の判断で自由に情報発信を行うことができる状態であった。

これは、所属において情報セキュリティ確保の認識が不足していたことによるものである。